

定款

一般社団法人D S L

一般社団法人DSL定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人DSL(以下「当法人」という。)と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を石川県金沢市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、石川県において、女子フットサルの普及と発展、競技力の向上に関する事業を行い、フットサルを通じて豊かなスポーツ文化の振興及び女性の輝ける舞台の創出に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(1)女子フットサルチーム・スクールの運営に関する事業

(2)フットサルに関わる競技会・イベントの開催及び運営に関する事業

(3)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予

告をするものとする。

(除名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。) 第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 9 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第 3 章 社員総会

(開催)

第 10 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 11 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 12 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 13 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 14 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 2名以上

2 理事のうち1名以上は代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和8年2月28日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第25条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 石川県金沢市富樫3丁目1番25号

設立時社員 山口 衣里

住所 福井県福井市月見3丁目5番18号

設立時社員 片山 大貴

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 山口 衣里

設立時理事 片山 大貴

(設立時の代表理事)

第27条 当法人の設立時代代表理事は、次のとおりとする。

設立時代代表理事 山口 衣里

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人DSL設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和7年2月19日

設立時社員 山口 衣里

設立時社員 片山 大貴